

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査を実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」といいます。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体の被った損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において請求人は、「補助金申請の件は、横浜市が当自治会に交付した平成19年度から26年度までの金額はまちがっていませんか。再調査を求めます。」と主張しています。

平成19年度から平成26年度までの補助金の支出については、請求日（平成29年8月30日）から1年以上前になされていることが明らかであり、財務会計上の行為の時から1年の請求期限を経過しています。

また、請求人は、同じ補助金の支出について平成29年3月7日にも住民監査請求を提起しており、遅くともその時点で住民監査請求を提起することが可能な程度に本件について知っていたこととなります。よって、請求期限の経過について正当な理由は認められません。

以上のとおり、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。